

市内野焼きのお知らせ

【令和8年1月12日(月)
日程 午前9時～午前12時】

火をつけたら鎮火するまで
その場を絶対に離れないでください
野焼きは非常に危険です。
ルールを守りましょう。

〈予備日〉令和8年1月17日(土)
午前9時～午前12時

〈連絡先〉

お問い合わせの際は、さくら市農作物病害虫防除対策協議会
各地区の事務局にご連絡ください。

【氏家地区】JA 氏家地区営農経済センター 028-682-3221

【喜連川地区】JA 喜連川地区営農経済センター 028-686-3211

作業予定の方は本冊子を熟読の上、作業を行ってください。

○野焼きの目的

道路や河川沿いなどの雑草では、病害虫の卵等が越冬しています。野焼きは、農作物の安定生産と生活環境の保全を図るため、病害虫の卵等を焼却して駆除するものです。

個人的な焼却では、危険で効果も低いため、「市内一斉野焼き」を実施しますので、皆様のご理解とご協力を願いいたします。

○実施体制

- ・各行政区の代表者の指揮監督のもと関係者が協力してください。
- ・必ず数人でグループを編成し、責任者を定めて作業してください。

（！）野焼きを実施する方へ

- ①注意事項等を厳守し、責任ある行動により実施願います。
- ②午前9時に開始し、午前12時までに必ず完了してください。
- ③上記以外の日時では、絶対に実施しないでください。
- ④火傷等のけが・事故には十分気を付けてください！
- ⑤実施日当日においても、強い風が吹いてきた場合や、火災の発生の恐れがある場合には、野焼きを中止してください。
- ⑥河川での野焼きは絶対に行わないでください。
近隣市町では死亡事故が発生しています。

（！）近隣住民の方へ

当日は、野焼きによる灰が住宅等に飛散することが考えられますので、洗濯物などへの付着等にご注意くださいよう、皆様のご理解とご協力を願いいたします。

●野火焼きを行ってはいけない場所

- ①市街地や住宅周辺
- ②家屋やハウスなどの付近、山林、原野の接続地など危険の伴う場所
- ③河川
- ④ガソリンスタンド、空きドラム缶置き場など引火物の付近
- ⑤鉄道沿線・交通量の多い道路沿線（高速道路・国県道・グリーンライン沿い等）

●注意事項

- ①一斉野火焼きに便乗した家庭ごみや廃棄物等の焼却は法令違反です。
発見した場合は、警察署へ通報いたします。
- ②毎年、野火焼きを原因とした火災が発生しています。火災を発生させないよう十分ご注意ください。
- ④電線及び電柱周り（木柱、支線、ガード等）の類焼防止に万全を尽くす。
- ⑤消火用具（水バケツ、消火器等）を準備の上、風下より一定面積ずつ区切って実施する。
- ⑥延焼防止を徹底する。
- ⑦作業中は火元から離れない。
- ⑧現場を離れる時は、残り火のないよう必ず完全に消火する。
- ⑨高齢者・子供等には従事させない。
- ⑩作業従事者は、服装に十分気を付けて引火の恐れのないようにする。
- ⑪日中は炎が見えにくいので、作業中は自分の周りに注意する。

近年、野火焼きの延焼による火災が多発しています。注意事項を厳守されない場合は、一斉野火焼きの永久的な中止を検討しなければならなくなります。野火焼きの主旨を考えて実施してくださるようお願ひいたします。

野焼き延焼による 火災発生件数

年度	<地域ごとの火災発生件数>	
令和2年	喜連川地区	5件
令和3年	喜連川地区	3件
	氏家地区	1件
令和4年	喜連川地区	2件
令和5年	喜連川地区	3件
	氏家地区	1件
令和6年	喜連川地区	2件
	氏家地区	3件

**火をつけたら鎮火するまで
その場を絶対に離れないでください。**

●野焼き開催の場合

作業開始時と作業終了時に屋外スピーカーにてお知らせいたします。

●野焼き延期・中止の場合

①当日悪天候等により実施できない場合は1月17日(土)に延期します。

※近年の全国的な大規模林野火災発生に鑑み、林野火災防止に関する規制の強化が実施された場合は中止となる可能性があります。

②予備日(1月17日)も実施できない場合は、中止とします。

③中止または延期の場合は、前日の午後3時および午後6時、

当日の午前8時および午前9時に屋外スピーカーでお知らせいたします。

④延期・中止となった場合は、絶対に野焼きを実施しないでください。
実施が確認された場合は、今後の野焼きの開催が危ぶまれます。